

求職活動等に関するルール

当社では、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めます。

【求職者等とは】

- ☐ 求職者(常勤、非常勤を問わず、当社の求人に応募する者)
- ☐ 求職者以外の者のうち、以下に該当する者
 - ・ 当社の採用に資する活動に参加する者(例:インターンシップ、内定者懇談会、採用説明会 等)
 - ・ 当社で実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。

なお、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

(例) 採用面接への参加、採用説明会への参加、当社が雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、実習の受講

1. 面談(採用面接・説明会・面談等)について

(1)面談時間

- ・ 面談は、原則として 8 時 30 分から 17 時 30 分までの時間帯に実施します。
- ・ 求職者等に特段の事情がある場合を除き、早朝・夜間での面談は行いません。

(2) 面談場所

- ・ 面談は、原則として当社の会議室等で実施し、社外の飲食店・私的な場所での面談は行いません。
- ・ 密室となる場所での2人きりの面談は避け、複数の社員で対応するよう配慮します。

2. 連絡手段(SNS・電話・メール等)について

(1)使用する連絡手段

- ・ 求職活動等に関する連絡は、当社のメールや電話を使用し、社員個人が所有するスマートフォン等による連絡は行いません。

(2)SNS 等の私的連絡について

- ・ 社員個人の SNS(LINE、Instagram、X 等)による私的連絡は行いません。

3. 相談窓口について

当社の社員採用活動(または当社で実施する実習)に際し、万一、当社社員からセクシュアルハラスメントその他これに類する行為を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。

【求職者等相談窓口】

株式会社大阪国際会議場 総務課 電話:06-4803-5610

※相談内容のプライバシーは厳守されます。

※相談したことを理由として、選考上の不利益な取扱いを受けることはありません。

※社外相談窓口を希望される場合は、ご案内します。

2026 年 10 月1日

株式会社大阪国際会議場 総務課